

滋賀県職員再採用選考 第1次考査受験案内

令和 7 年 4 月 16 日

滋 賀 県

- 第1次考査期日および場所
面接試験および適性検査
応募者と調整の上、随時実施
- 受付期間
令和7年4月16日（水）正午から
- 問い合わせ先
滋賀県総務部人事課
大津市京町四丁目1番1号
電話 （077）528－3153

1 選考区分および採用予定人員

全職種：若干名

※再採用時には、退職時の職種で採用します。

2 受験資格

- (1) 再採用による採用は、退職をした者（ただし、病院事業庁による採用職種、教員および警察職員は除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものを対象とします。

ア 職員としての在職期間が5年以上であること。ただし、在職期間には、次の期間は含まないものとする。

- ・休職期間
- ・停職期間
- ・育児休業期間
- ・修学部分休業期間
- ・その他前記に類する期間として判断される期間

イ 再採用制度による採用をする日から滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日の属する年度の年度末までの期間が1年以上あること。

ウ かつて県で任用されていた職種の、現在の受験資格を満たすこと。

※ただし、年齢制限については前項イによるものとする。

※各職種の受験資格については、滋賀県総務部人事課までお問い合わせください。

- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- エ 再採用制度による採用をされたことがある者
- オ 同一年度内に複数回にわたり受験の申込があった者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

応相談（ただし、原則、応募日から1年以内に勤務を開始できる見込みの者に限る。）

(2) 任用する職種および職階

かつて県で任用されていた職種で、退職時の職階以下で任用

(3) 勤務先

知事部局の本庁各課または各地方機関等

(4) 給料

退職時の級号給を基に、退職後の経歴を加算して決定します。

※1 給料の他に、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

※2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

応募者と調整の上、随時実施します。

(2) 方法

次の方法により行います。

ア 面接試験

1の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

※書面審査および勤務成績による評価も含みます。

イ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）。

(3) 結果発表

時期については、第1次考査試験日にお知らせします。

5 受験手続および受験時に必要な書類等

(1) 受験手続

申込画面上の注意事項に従ってお申し込みください。また、(2)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査に会場に持参してください。

『しがネット受付サービス』アドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25bc>

[00010101](#)



※ エクセルファイルをダウンロードして滋賀県職員再採用
選考申込書を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

2 第1次考査受験時に必要な書類等

ア 履歴書 1人1通（様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすること。）

イ 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

ウ 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※ 受験番号通知については、試験日時を応募者と調整後に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 申請後2週間経っても試験日時の調整連絡がない場合には、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 （077）528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

詳細については、滋賀県総務部人事課までお問い合わせください。

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職

部長級、次長級、課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 第1次考査合格者については、滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 人事委員会選考の合格発表は、応募時点から3～4か月程度かかる見込みです。
- (3) 採用予定日において、受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。